○関東地方整備局告示第二百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市高谷二丁目四七一番一から同市高谷二丁目五三三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十七日

○関東地方整備局告示第二百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市菅野五丁目一七四二番一地先から同市菅野六丁目一九一九番二九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十七日

○関東地方整備局告示第二百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
横浜市磯子区新磯子町一八番一から同市磯子区新磯子町二七番七まで	前	〇・〇〇～五〇・一〇メートル　一・〇三三キロメートル
	後	一七・三九～六八・六七メートル　一・〇三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月十七日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　登録番号　北陸地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社　新潟建築確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	五十嵐賢次
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年四月一日

○中部地方整備局告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十五年四月十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第七百八号名古屋都市計画緑地事業第百一号木曽川海部緑地、昭和五十七年建設省告示第七百九号海津都市計画緑地事業一号木曽三川水郷公園、昭和五十七年建設省告示第七百十号桑名都市計画緑地事業二号木曽三川中央緑地、平成四年建設省告示第七百七十二号尾張都市計画緑地事業第一号国営木曽三川公園尾張緑地、平成四年建設省告示第七百七十三号岐阜都市計画緑地事業五号国営木曽三川公園岐南・笠松緑地、平成十三年国土交通省告示第四百三十七号各務原都市計画緑地事業一号国営木曽三川公園各務原緑地及び平成十九年国土交通省告示第千六百八十七号羽島都市計画緑地事業一号国営木曽三川公園羽島緑地

二　施行者の名称　国土交通大臣

三　事務所の所在地　岐阜県岐阜市忠節町五丁目一番地国土交通省木曽川上流河川事務所、三重県桑名市大字福島四百六十五国土交通省木曽川下流河川事務所

四　事業地の所在　愛知県江南市宮田神明町緑及び春日、小坂町一色、大字鹿子島並びに鹿子島町船付、愛知県一宮市光明寺字浦崎、字渡り前、字天王島、字岸裏、字柳場及び字百割並びに浅井町極楽寺、字寺跡、字流、字狐穴及び字池、愛知県稲沢市祖父江町拾町野猿尾北、祖父江宮西、祖父江堤外及び祖父江鍋島、岐阜県各務原市川島笠田町三丁目、六丁目及び六丁目地先、字北仙田野地先及び字村北弥宜山、神置町字堤外並びに下中屋町字弥平島及び字向山、岐阜県羽島郡笠松町米野字高瀬地先及び字池川地先、江川字村西地先並びに無動寺字村中地先、岐阜県羽島市桑原町小薮字坂先、字坂先地先、字中道、字中道地先、字中沼地先及び字西上野地先、前野字江西地先及び字海用地先並びに午南字清治沼地先、岐阜県海津市海津町大字成戸字江尻地先、字河原地先及び字立柿地先、大字秋江字江東地先、大字大和田字古見取地先、字築合地先、字宮ノ越地先及び字宮北地先、大字駒ヶ江字川田地先、字柳生地先及び字四十歩地先、大字長瀬字新田地先、字前並地先及び字堤下地先、大字日原字新田地先、字松原地先、字二ノ代地先及び字八釵地先、大字油島字南割、字南割地先、字西割、字東割、字東割地先及び字宮下、大字金廻字半割地先、字四ッ谷地先、字北脇及び字立会、大字万寿新田字一番割、字江上地先、字二番割、字二番割地先、字三番割、字三番割地先、字七番割及び字七番割地先、大字古中島字下村地先、字上村地先及び字川田地先、大字外浜字宮西地先及び字堤西地先、大字福江字角山、字角山地先、字松下、字上組、字本郷、字卯改、字卯改地先、字横手及び字横手地先、大字石亀字堤際、字堤際地先及び字村前地先並びに大字森下字石亀境地先及び字土取、愛知県愛西市塩田町六反田地先及び江並地先、立田町富安地先、前田面地先、郷附地先、北郷附地先、堤外壱番割地先、松田地先、船頭平地先及び杁先地先、森川町弥左屋敷地先、早尾町大西地先、井下野地先及び西立切地先、葛木町長池地先及び高田地先、石田町知田地先、後江町北田面地先及び南田面地先並びに三和町中ノ割地先及び田尻地先、三重県桑名市長島町西川字二十二石場地先、字砂入八十郎地先及び字砂先地先、長島町新所字東河原地先、字村附地先及び字堤添地先、長島町松之木字堤附地先、大字福島地先、大字桑名地先、太一丸地先、住吉町地先、船馬町地先、川口町地先、三之丸町地先並びに吉之丸町地先